滋賀県
Shiga Prefecture

資　料　提　供
（県　政）

提 供 年 月 日：令和７年(2025 年)４月 25 日

所　　属　　名：医療政策課
係　　　　名：医療整備係
担 当 者 名：木村、舟山、久米
連絡先(内線)：077-528-3625（内線 3625）

ゴールデンウイークの救急医療体制等について

ゴールデンウイーク （4/26(土)～5/6(火)）における救急医療体制等について、次のとおりお知らせします。

救急医療体制について

※受診される場合は、必ず事前に医療機関に連絡し、医療機関の指示に従ってください。

１．初期救急医療体制
病状やけがの程度が比較的軽い場合に診療を受けられる医療機関

（１）休日急患(急病)診療所・・・・・・・・・・県下５箇所（資料１-(１)のとおり）
（２）休日歯科救急在宅当番医制による診療所・・県下２圏域（資料１-(２)のとおり）

２．二次救急医療体制
病状やけがの程度が入院治療を必要とするような場合に診療を受けられる医療機関

（１）病院群輪番制病院・・・・・・・・・・・・県下７圏域（資料２-(１)のとおり）
（２）小児科の病院群輪番制病院・・・・・・・県下７圏域（資料２-(２)のとおり）

３．三次救急医療体制
心筋梗塞、脳卒中または頭部損傷などの生命にかかわる重篤患者の救命救急医療を 24 時間体制で行う医療機関

救命救急センター・・・・・・・・・・・・・・県下４箇所
（１）大津赤十字病院　高度救命救急センター・・・・・・０７７－５２２－４１３１
大津市長等一丁目１－３５
（２）済生会滋賀県病院　救命救急センター・・・・・・・０７７－５５２－１２２１
栗東市大橋二丁目４－１
（３）近江八幡市立総合医療センター　救命救急センター・０７４８－３３－３１５１
近江八幡市土田町１３７９
（４）長浜赤十字病院　救命救急センター・・・・・・・・０７４９－６３－２１１１
長浜市宮前町１４－７

４．医療機関情報案内

上記、初期から三次救急医療体制を補完するため、医療機関を３６５日２４時間体制で案内をします。ただし、医療機関の都合により、診療ができない場合がありますので、案内を受けた医療機関には事前に電話確認等をしてから受診してください。

（１）インターネットによる案内「医療情報ネット（ナビイ）」

https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize

（２）電話による案内　　下記案内地域内の医療機関を自動音声により案内します。

－県下７地域　局番違いの　３７９９（ミナキュウキュウ）－

案　内　地　域	電　話　番　号
大　　津　　市	０７７－５２５－３７９９
草津市・守山市・栗東市・野洲市	０７７－５５３－３７９９
甲　賀　市　・　湖　南　市	０７４８－６２－３７９９
近江八幡市・東近江市・蒲生郡・愛知郡	０７４８－２３－３７９９
彦　根　市　・　犬　上　郡	０７４９－２３－３７９９
長　浜　市　・　米　原　市	０７４９－６３－３７９９
高　　島　　市	０７４０－２２－３７９９

５．小児救急電話相談

お子さんのケガや急病で、救急車をよんだ方がよいか、病院等へ行った方がよいか判断に迷ったときに、医療機関の受診の必要性や対応方法等について、専門家の助言を聞くことができるサービスです。

また、医療機関を探される場合は、医療情報ネットや電話案内をご利用ください。

（１）相談実施日時

平日および土曜日・・・・・・・・・・・・・・・・・午後６時～翌朝８時

日曜日・祝日および年末年始（12/29～1/3）・・・午前９時～翌朝８時

（２）対象者

県内に在住の 15 歳以下の子ども

（３）電話番号

「＃（シャープ）８０００」（一般電話のプッシュ回線、公衆電話、携帯電話）

または

「０７７－５２４－７８５６」(一般電話のダイヤル回線、ひかり電話、ＩＰ電話等)

※ 注意 ※

・小児救急電話相談は、あくまで電話による相談受付であり、診察や治療をするものではありません。

・ゴールデンウイーク中は、電話案内・電話相談が集中します。
つながらない場合には、少し時間を空けてから、かけ直してください。

・御家族のケガや急病時は気持ちが焦ります。落ち着いて、電話番号に間違いがないか、十分確認して、電話をお掛けください。